

1985年 3月 9日

奈良国立文化財研究所 平城宮跡発掘調査部
栗 孝一郎

はじめに

平城宮跡発掘調査部では第163次調査として平城宮の推定第二次朝堂院の朝庭について発掘調査を行ってきた。調査地は、東第一堂の西から大極殿閤門前にかけての朝庭北東部にあたる。発掘面積は、約 4,100㎡で、1月 8日から調査を開始し、現在も進行中である。

これまで第二次朝堂院については、大極殿院、閤門の解明を主眼とした第152、153次調査（1983年度）に際して、大極殿院に近接する朝庭の一部や朝堂院東築地塀等の発掘調査を行った。また今年度には、第161次調査として東第一堂を発掘調査し、次第に第二次朝堂院の実体が明らかになりつつある。従前の調査の結果、第二次朝堂院においても、大極殿院と同様に2時期の遺構の重複があることが明らかになった。すなわち東第一堂の基壇化粧の下層には第一堂相当の掘立柱建物、東面の築地塀の下層には、一本柱の木塀の存在が、それぞれ確認されている。また朝庭についても下層の時期に属すると考えられる掘立柱建物や、上層の時期に属し、儀式に使用された掘立柱建物の一部も検出されている。

今回の調査は、朝庭における下層遺構の有無ならびにその性格、上層の時

期における朝庭の利用状況を明らかにする目的で行っている。

調査結果

検出した遺構は、従前の調査でその一部が確認されていたものを含めて、掘立柱建物19棟、幔もしくは旗列 8条、溝状遺構 7条、土塼 1基である。これらの遺構のうち、奈良寺代の遺構は、すべて上層の時期に属し、儀式に際して作られた仮設的なものである。柱穴の新旧関係、配置状況、建物方位、伴出遺物、の上から、次のA～Eの5時期に分けることができよう。

A期 3棟の南北棟SB 11201, SB 02, SB 18, からなる時期で、朝堂院の東西 2等分線（以下、中軸線と呼ぶ）を軸に左右対称に配置されていると思われる。SB 02, 11201は同規模で、南北に40尺の間隔をおいて配され、側柱列と棟通りに足場穴がある。両建物とも一辺約 1.0mの方形の掘形で、径約 0.3mの柱痕跡が認められる。

B期 4× 1間の東西棟SB 30と南北棟SB 03、四周を溝で囲む大区画とからなる時期で、溝で囲まれた区画内は、同様な溝でさらに小区画を作り、東北区画にはSB 06, 07を配す。SB 30は中央の柱を中軸線に合わせる。またSB 30の東西南北には幔に関連すると思われる柱穴がある。SB 03は桁行 4間、南側の梁間 3間、北側の梁間 2間の特異な形態の建物で、SB 30の南側柱列と柱筋を揃える。東西溝SD 05は総長30mあり、中軸線から 1.8m東の位置で終わり、その西に接して柱穴が掘られている。この部分が出入口で門が設けられたと考えられる。東西溝SD 24は門SB 22から南約 6.0mにあり、復原長 6m。

SD23は朝堂院の中軸線上に位置する。

C期 大極殿閤門のすぐ南に東西棟SB 11223を、その東側 6mの位置に 2棟の南北棟SB 14,15を南北に、SB 11223から南に約57.0m離れた位置に東西棟SB08を配す。

D期 閤門の階段に接して床張りの 9× 2間の東西棟SB 11221を主殿とし、中軸線を軸に東西に 5× 2間の東西棟各 2棟を左右対称に、SB 11221の南約63.0mの位置に 8× 4間の南北両廂付東西棟SB21を、SB21の入側柱列に柱通りを揃えて東西棟SB10を、それぞれ配す。

E期 平安時代以降の時期にあたるもので、SB01,12,28、SK17等がある。SK17は 9世紀始め頃の遺構で、凝灰岩片、瓦、灰釉陶器片等が出土している。

A～D期の建物配置は、それぞれ異なり、相異なる祭儀に使用されたと考えられる。このうちB期の配置は、儀式等に記された大嘗祭の記載から復原される殿舎配置ならびに規模と極めて共通性を持つ。文献記載の規模とは異なるが、配置関係からSB30は廻立殿に相当し、溝SD 04,05,09,23,24 は柴垣を構築するために掘られたものであり、この垣で区画された一画は、大嘗宮であると断定してほぼまちがいないであろう。

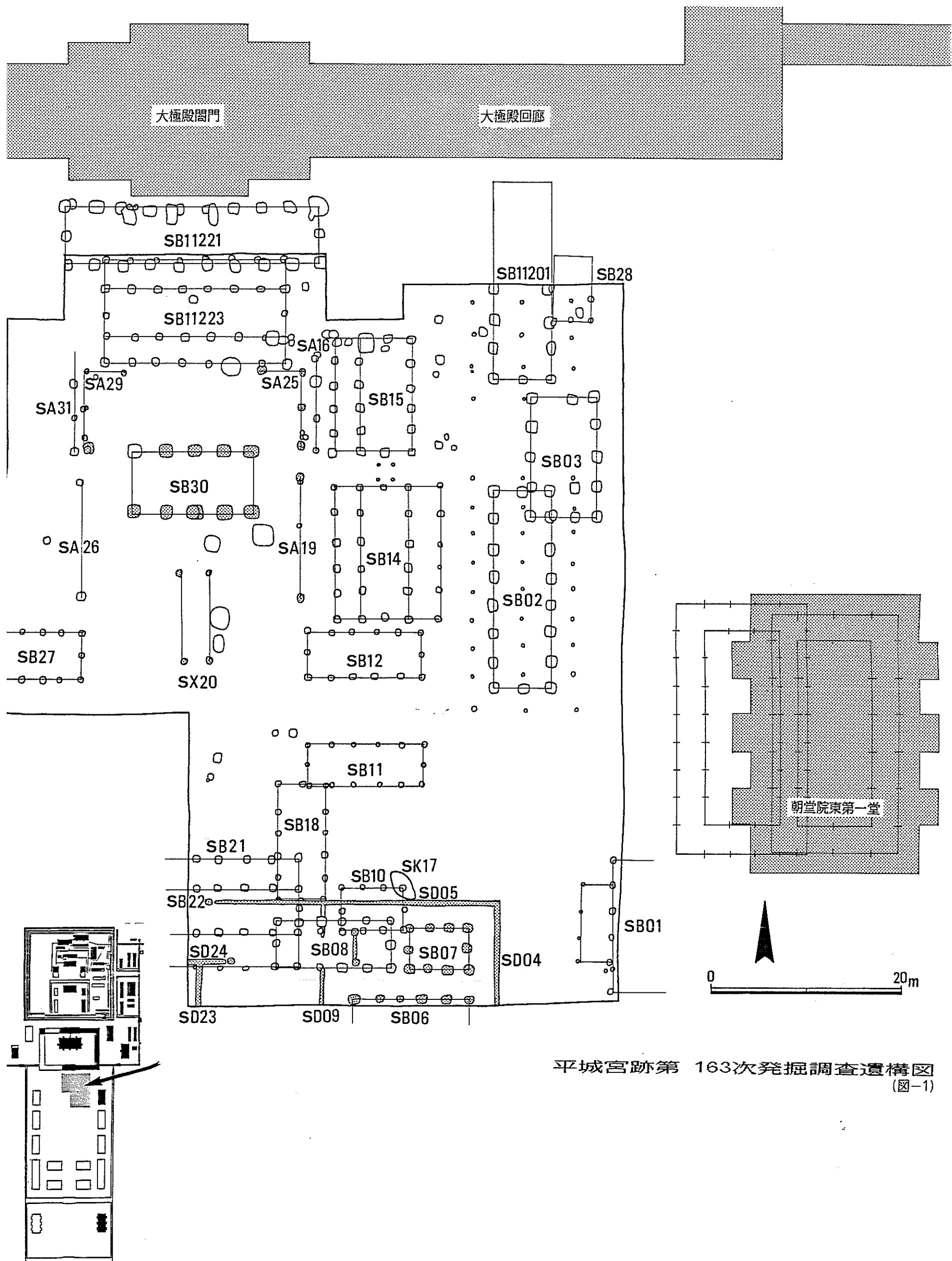
また第 152次調査の所見によれば、D期に属するSB 11221は大極殿前庭における幢、幡などとともに、桓武天皇即位に関して設けられたものと考えられており、大極殿院はもとより朝庭に及ぶ広い範囲で即位に関する儀式が行われたことがより明らかとなった。

まとめ

今回の調査の結果、朝庭を利用した儀式関連の遺構配置を、少なくとも 4 時期確認することができた。A、C期の儀式内容については特定できなかったが、これまで文献でしか知り得なかった古代の大嘗祭が、その一部であるにしろ実体として扱われたことは大きな成果であり、今後の大嘗祭研究に対して極めて重要な資料を提供したといっても過言ではなからう。

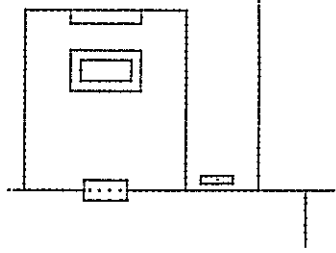
奈良時代掘立柱建物時期別一覧(表-1)

時期	建物	規模 棟方向	桁行(尺)	梁間(尺)	廂出
A期	SB 02	7× 2間南北棟	10	10	
	SB 11201	7× 2間南北棟			
	SB 18	5× 2間南北棟			
B期	SB 30	4× 1間東西棟	20	10	
	SB 06	5× (2) 間東西棟	8	(8)	
	SB 07	3× 2間間東西棟	7	7	
	SB 03	4× 3間南北棟	10	7	
C期	SB 11223	7× 4間南北両廂東西棟	9	9	9 10 (東) 8 (西) 9
	SB 14	5× 4間東西両廂南北棟	9	8	
	SB 15	5× 3間東西廂付南北棟	7	9	
D期	SB 11221	9× 2間東西棟	10	10	
	SB 11	5× 2間東西棟	7	7	
	SB 12	5× 2間東西棟	7	7	
	SB 27	5× 2間東西棟	7	7	
	SB 10	3× 2間東西棟	7	7	
	SB 21	(8) × 4 間 南北両廂付東西棟	9	8	

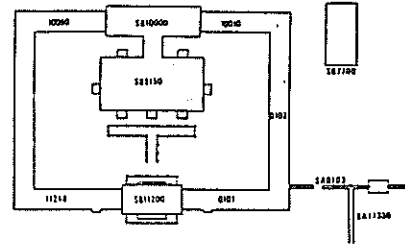


平城宮跡第 163次発掘調査遺構図 (図-1)

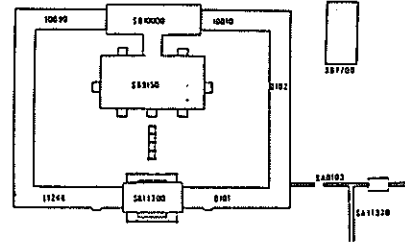
奈良時代前半



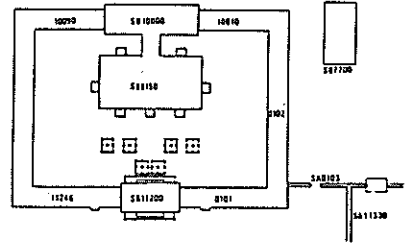
奈良時代後半 a



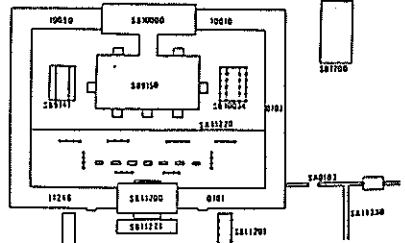
奈良時代後半 b



奈良時代後半 c

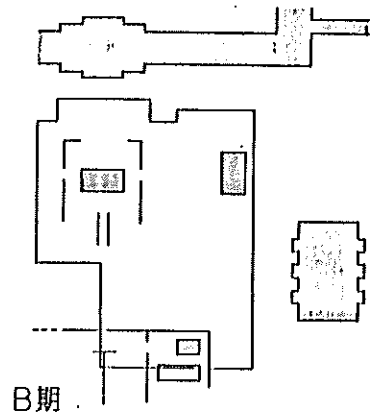


奈良時代後半 d

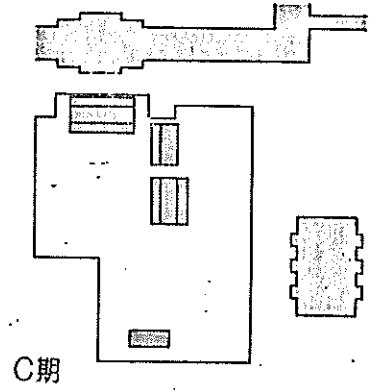


第二次大極殿変遷図 (図-2)

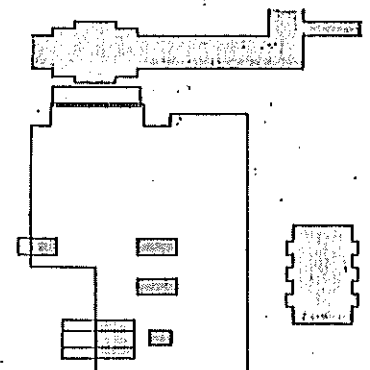
A期



B期



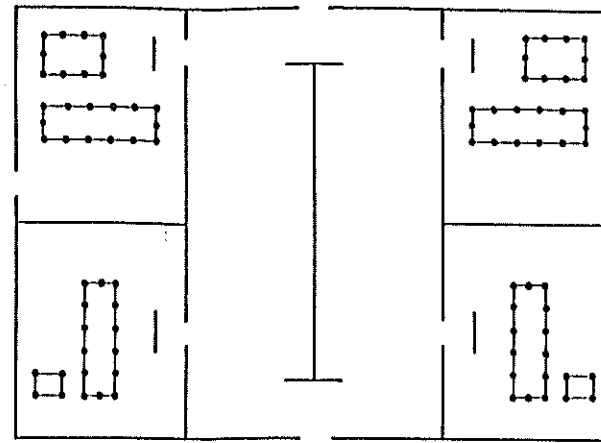
C期



D期

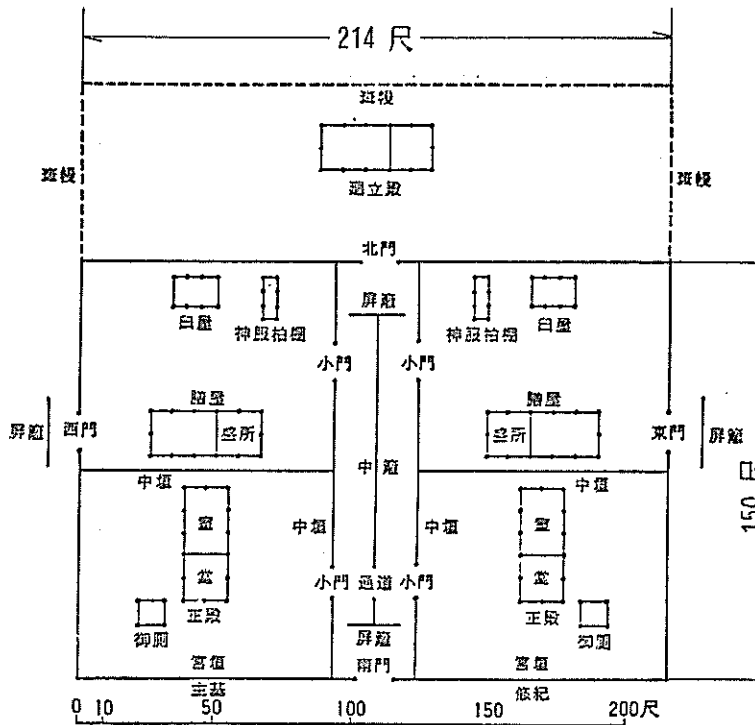
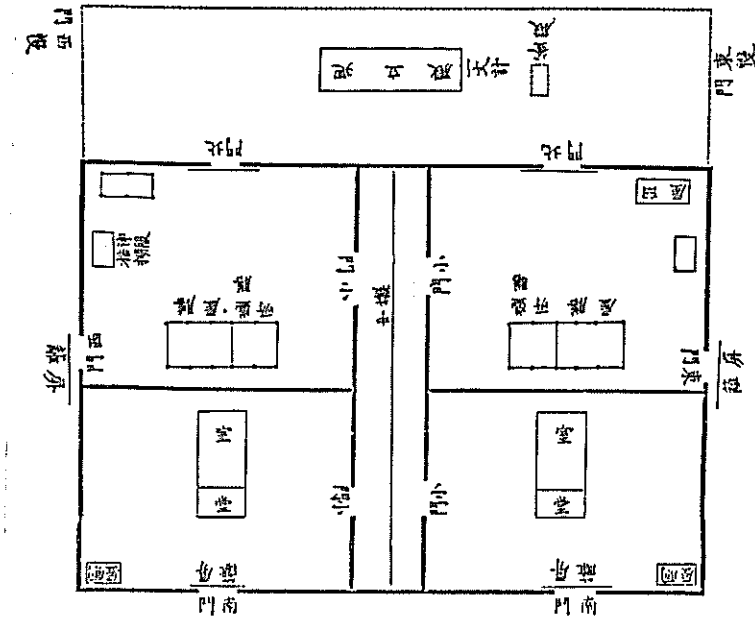
第163次遺構変遷図 (図-3)

今回の調査による奈良時代の大嘗宮復原案 (図-4)



『儀式』記載の大嘗宮・廻立殿の規模 (表-2)

廻立殿	柏神棚殿	白屋	膳屋	御厠	正殿	名称
間五間 東二間 西三間	三間	三間	間を盛所 五間を西二	一間	二間を室 五間を北三	間数
四〇	一五	一六	四〇	一〇	四〇尺	長
一六	五	一〇	一六	八	一六尺	広
一	四	一	一〇	七	椽一〇尺 四高尺	高
横	縦	横	横	横	縦	位置
東南	一	一	一	西	南(室)	戸
黒木			黒木	黒木	黒木	結構
覆苦板をに			青草	青草	青草	葺代
都西三間は席をもって む			東三間は柴をもって 都西三間は席を 二間は席柴(西南)	正殿の制に同じ	室は草をもつて 小表は伊勢斑 西面は伊勢斑 東面は伊勢斑 南面は伊勢斑 北面は伊勢斑	壁代
			高西東三間に 二尺	東三間に 楕欄	室は東草を敷き 播磨は東草を敷き 播磨は東草を敷き 播磨は東草を敷き 播磨は東草を敷き 播磨は東草を敷き	鋪設・その他



『儀式』より復原した平安時代の大嘗宮

上; 裏松固禪『大内裏図考證』 (図-5)

下; 池浩三『家屋文鏡の世界』 (図-6)

大嘗祭関係史料抄

1. 儀式

巻第三 踐祚大嘗祭儀中

祭に先んずること十余日、おのおの大嘗宮の料の雑材並びに萱を朝堂第二殿の前に運び置く。祭に先んずること七日、大嘗宮の齋殿の地を鎮む。……その宮地は東西廿一丈四尺・南北十五丈、これを中分して東を悠紀院とし、西を主基院とす。……五日の内に造り畢る。……その主基院の制作・装束はみな悠紀に准ず。……木工寮、大嘗院以北に横に五間の廻立殿を造る。……卯日平明に、神祇官、幣帛を諸神に班つ。……石上・榎井二氏の人おのおの二人、内物部川人を率い、大嘗宮の南北門に神楯載を立つ。……伴・佐伯の氏人おのおの一人分れて南門の左右の内掖の胡床に就く。……時刻、悠紀・主基、共に齋場より発し大嘗宮に詣る。……共に七条の衢に到りてあい会いて朱雀大路に出ず。……朱雀門の前に到り、しばらくとどまる。……衛門、会昌・応天・朱雀三門を開くこと元会の儀の如し。供物、応天門に入る。……次に神祇官左右に分列して両国の供物を率いて参入す。大嘗宮の南門の外に到る。即ち悠紀は左に廻り、主基は右に廻り、共に北門に到る。……両国の献物をおのおの膳屋に収む。訖りなば衛門府、三門を閉ず。……戌刻、鸞輿、廻立殿に御す。主殿寮、浴湯を供す。即ち祭服を着し、大嘗宮に御す。……既に悠紀の正殿に御す。……伴・佐伯宿祢おのおの一人、大嘗宮の南門を開き、衛門府、朝堂院の南門を開く。……(吉野国栖の古風、悠紀国の国風、語部の古詞、隼人の風俗の歌舞、皇太子以下の拍手)……安倍朝臣の氏の五位二人、左右にあい分れ共に位に就き宿に待る文武の官分番以上の簿を奏す。亥一刻、御膳を供す。四刻、これを撤す。……宸儀、廻立殿に還御す。その儀、初の如し。主殿寮、浴湯を供す。訖りなば、御服を易え主基の正殿に還御す。その儀もはら悠紀の如し。皇太子以下手を拍ち、及び国栖等、古風等を奏することまた同じ。寅一刻、主基の御膳を供す。進退また悠紀の如し。

巻第四 踐祚大嘗祭儀下

辰日卯一刻、宸儀、廻立殿に還御すること、もはら初の儀の如し。御服を易え、本宮に還御す。……祭礼已に畢り、百官おのおの退く。伴・佐伯宿祢、大嘗宮の門を閉ず。二刻、神祇官の中臣・忌部、御巫等を率い、大嘗宮の殿を鎮祭す。……訖りなば即ち両国の入夫をして大嘗宮を壊却せしむ。……訖りなばおのおの大嘗宮の旧地を鎮む。

2. 続日本紀

a. 元正天皇

靈龜2(716)年11月辛卯 大嘗す。

b. 聖武天皇

神元元(724)年11月己卯 大嘗す。備前国を由機とし、播磨国を須機とす。従五位下石上朝臣勝男・石上朝臣乙麻呂、従六位上石上朝臣諸男、従七位上榎井朝臣大嶋等、内物部を率い、神楯を齋宮の南北二門に立つ。
辛巳 五位已上を朝堂に宴す。困りて内裏に召して御酒並びに祿を賜う。
壬午 饗を百寮の主典已上に朝堂に賜う。また、無位の宗室・諸司の番上及び両国の郡司並びに妻子に、酒食並びに祿を賜う。

c. 孝謙天皇

天平勝宝元(749)年11月乙卯 南の薬園の新宮にて大嘗す。

d. 淳仁天皇

天平宝字2(758)年11月辛卯 乾政官〔太政官〕院に御して大嘗の事を行う。

e. 称徳天皇

天平神護元(765)年11月癸酉 これより先、廢帝〔淳仁天皇〕既に淡路に遷り、天皇重ねて万機に臨む。ここにおいて、更に大嘗の事を行う。美濃国を以って由櫛とし、越前国を須伎とす。

癸辰 詔して曰く、……又詔して曰く、今勅りたまわく、今日は大新嘗の直会の豊の明り聞こしめす日に在り。然るにこのたびの常より別に在る故は、朕は仏の御弟子として菩薩の戒を受け賜いて在り。これによりて上つ方は三宝に供え奉り、次には天社・国社の神等をもいやびまつり、次には供え奉る親王たち・臣たち・百官の人等・天下の人民諸々を怒れみ賜い慈み賜わんと念おしてなも、還りてまた天下を治め賜う……と宣りたまう。復た勅りたまわく、神等をば三宝より離けて触れぬ物ぞとなも人の念いて在る。然れども、経を見まつれば仏の御法を護りまつり尊みまつるは諸々の神たちにいましけり。故れここをもて出家人も白衣も相い雜わりて供え奉るに豈に障る事は在らじと念おしてなも、本忌しが如くは忌まずしてこの大嘗は聞こしめすと宣りたまう御命を諸々聞こしめさえと宣る。

f. 光仁天皇

宝龜2(771)年11月癸卯 太政官院に御して大嘗の事を行う。参河国を由櫛とし、因幡国を須伎とす。参議従三位式部卿石上朝臣宅嗣、丹波守正五位上石上朝臣息嗣、勅旨少輔従五位上兼春宮員外亮石上朝臣家成、散位従七位上榎井朝臣種人神楯榊を立つ。大和守従四位上大伴宿祢古慈斐、左大弁従四位上兼播磨守佐伯宿祢今毛人開門す。内蔵頭従四位下阿倍朝臣息道、助従五位下阿倍朝臣草麻呂、諸司の宿侍の名簿を奏す。右大臣大中臣朝臣清麻呂、神壽詞を奏す。弁官の史、両国の献物を奏す。

g. 桓武天皇

天応元(781)年11月丁卯 太政官院に御して大嘗の事を行う。